

# 教育職員免許状

## 教育職員免許状の取得

教育職員免許法別表第二（第五条関係）〔抜粋〕

教育職員免許法および同施行規則に定める所定の授業科目の単位を修得したときは、養護教諭一種免許状を取得することができます。

免許状の種類	所要資格	基礎資格	大学又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において修得することを必要とする最低単位数		
			養護に関する科目	教職に関する科目	養護又は教職に関する科目
養護教諭	専修免許状	修士の学位を有すること	28	21	31
	一種免許状	学士の学位を有すること	28	21	7
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業すること	24	14	4

## 取得条件

次の条件を満たすことにより、教育職員免許状の授与を受ける所要資格を得ることができます。

なお、保健師免許を基礎資格として養護教諭二種免許状を取得する場合も、2. に掲げる科目の単位を修得する必要があります。

1. 学士の学位を有する（本学の卒業）
2. 次に掲げる科目の単位修得

施行規則に定める科目	単位数	本学開講授業科目	単位数
日本国憲法	2	日本国憲法	2
体育	2	スポーツⅠ・Ⅱ	各1
外国語コミュニケーション	2	英語コミュニケーションⅠ・Ⅱ	各1
情報機器の操作	2	ICT基礎	2

3. 「養護に関する科目」・「教職に関する科目」・「養護又は教職に関する科目」の単位修得

免許状の種類	分野	養護又は教職に関する科目		
		養護に関する科目	教職に関する科目	養護又は教職に関する科目
養護教諭一種免許状		28	21	7

(1) 養護教諭一種免許状の養護に関する科目

免許法施行規則		本学開講授業科目		一種免の 修得単位数	
分野	一種	開講授業科目	単位数	必修	選択
衛生学及び公衆衛生学 (予防医学を含む。)	4	公衆衛生学と法規	2	2	
		疫学	2	2	
学校保健	2	学校保健	2	2	
養護概説	2	養護概説	2	2	
健康相談活動の理論及び方法	2	健康相談活動	2	2	
栄養学 (食品学を含む。)	2	栄養学	2	2	
解剖学及び生理学	2	解剖生理学 I	2	2	
		解剖生理学 II	1	1	
「微生物学、免疫学、薬理概論」	2	微生物学 (感染・免疫を含む)	2	} 2	
		薬理薬剤学	2		
精神保健	2	精神看護学概論	2	2	
看護学 (臨床実習及び救急処置を含む。)	10	看護学概論	2	2	
		成人看護学概論	2		2
		生活援助技術論	2		2
		小児看護学概論	1	1	
		小児看護学援助論 II	1		1
		小児看護学実習 II	1	1	
		成人看護学実習	4	4	
救急看護	1	1			
最低修得単位数	一種	28	計		28
	二種	24			

修得単位計算用

養護教諭一種免許状の養護に関する科目	修得単位
① 必修科目の修得単位数	28単位必修
② 選択科目の修得単位数	
①+②の合計	
③ ①+②の合計から28を引いた数	→養護教諭一種免許状の養護又は 教職に関する科目P. 148のBに記入

## (2) 養護教諭一種免許状の教職に関する科目

免許法施行規則			本学開講授業科目		修得単位	
科目	各科目に含める必要事項	単位数	授業科目	単位数	必修	選択
教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割	2	教師論（中・高・養）	2	2	
	・教員の職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）					
	・進路選択に資する各種の機会の提供等					
教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	4	教育基礎論（中・高・養）	2	2	
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）		教育心理学（中・高・養）	2	2	
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		教育の社会制度論（中・高・養）	2	2	
教育課程に関する科目	・教育課程の意義及び編成の方法	4	教育課程論（中・高・養）	2	2	
	・道徳及び特別活動に関する内容		道徳教育の指導法（中・養）	2	2	
	・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		特別活動の指導法（中・高・養）	2	2	
生徒指導及び教育相談に関する科目	・生徒指導の理論及び方法	4	生徒指導論	2	2	
	・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談（中・高・養）	2	2	
養護実習		5	養護教諭実習（事前事後）	1	1	
			養護教諭実習	4	4	
教職実践演習		2	教職実践演習（養護教諭）	2	2	
最低修得単位数		21	計	27		

## 修得単位計算用

養護教諭一種免許状の教職に関する科目	修得単位
① 必修科目の修得単位数	27単位必修
② 選択科目の修得単位数	
①+②の合計	
③ ①+②の合計から21を引いた数	→養護教諭一種免許状の養護又は教職に関する科目P. 148のCに記入

### (3) 養護又は教職に関する科目

免許法施行規則			本学開講授業科目		修得単位	
分 野			開講授業科目	単位数	必 修	選 択
養護又は教職に関する科目			教育評価	2		2
最低修得単位数	一種	7	計			7 以上
	二種	4				

※最低修得単位数 7 単位の履修方法について

「養護教諭一種免許状の養護又は教職に関する科目」では、最低修得単位数が 7 単位と決められており、不足する 7 単位については以下のいずれかの方法により修得する。

- (1) 「養護教諭一種免許状の養護に関する科目」の選択科目から修得した単位をあてる
  - (2) 「養護教諭一種免許状の教職に関する科目」の選択科目から修得した単位をあてる
  - (3) 上記「養護又は教職に関する科目」の選択科目から修得した単位をあてる
- なお、(1) ～ (3) の方法を組み合わせることができる。

修得単位計算用

養護教諭一種免許状の養護又は教職に関する科目	修得単位
A. 養護又は教職に関する科目の修得単位数	
B. 養護に関する科目 (P. 146) の③の単位数	
C. 教職に関する科目 (P. 147) の③の単位数	
合計 7 単位以上	